

とちぎ広域消防事務組合危険物の規制に関する規則

〔平成28年3月18日
規則第21号〕

改正 令和元年規則第7号、令和3年規則第3号、令和3年規則第15号

(趣旨)

第1条 この規則は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第3章の規定の施行について、危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号。以下「危政令」という。）及び危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号。以下「危省令」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(仮貯蔵、仮取扱の承認等)

第2条 消防署長は、危省令第1条の6に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、火災予防上支障がないと認めるときは、危険物仮貯蔵（仮取扱）承認書（様式第2号）を、支障があると認めるときは、危険物仮貯蔵（仮取扱）不承認通知書（様式第3号）を、それぞれ申請者に交付するものとする。

2 前項の承認を受けた者は、当該承認に係る危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場所の見やすい位置に掲示板（様式第4号）を掲示しなければならない。

(許可書の交付)

第3条 組合長は、法第11条第1項の規定により製造所、貯蔵所又は取扱所（以下「製造所等」という。）の設置又は変更の許可をしたときは、危険物製造所等設置（変更）許可書（様式第5号）に申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

(不許可等の通知)

第4条 組合長は、法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可申請が、法第10条第4項の規定に基づき危政令で定める技術上の基準（次項において「技術上の基準」という。）に適合していないと認めるときは、危険物製造所等設置（変更）不許可通知書（様式第6号）に申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

2 組合長は、法第11条第5項の規定による完成検査又は法第11条の2第1項の規定による完成検査前検査を行った結果が、技術上の基準に適合しないと認めるときは、完成検査にあっては完成検査済証不交付通知書（様式第7号）に、完成検査前検査にあっては完成検査前検査結果不適合通知書（様式第8号）に、それぞれ申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

(仮使用の承認等)

第5条 組合長は、法第11条第5項ただし書の規定により仮使用の申請を承認したときは、仮使用承認書（様式第9号）に申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 組合長は、前項の申請を承認しないときは、仮使用不承認通知書（様式第10号）に申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

3 第1項の承認を受けた者は、当該承認に係る製造所等の見やすい位置に掲示板（様式第11号）を掲示しなければならない。

(製造所等の廃止の届出)

第6条 法第12条の6の規定による製造所等の用途の廃止の届出書は、当該廃止の日から

7日以内に許可書及び完成検査済証を添え、組合長に届け出なければならない。

(危険物保安監督者の選任又は解任の届出)

第7条 法第13条第2項の規定により危険物保安監督者の選任又は解任の届出をしようとする者は、危省令第48条の3に定める書類のほか、危険物取扱者免状の写しを届出書に添付して組合長に届け出なければならない。

(予防規程の認可等)

第8条 組合長は、法第14条の2第1項の規定により予防規程の認可をしたときは、予防規程制定(変更)認可書(様式第12号)に申請書の1部を添付して申請者に交付するものとする。

2 組合長は、前項の申請を認可しないときは、予防規程不認可通知書(様式第13号)に申請書の1部を添付して申請者に通知するものとする。

(許可書の再交付の申請)

第9条 法第11条第1項の規定により製造所等の設置又は変更の許可を受けた者(法第11条第6項の規定により設置者の地位を継承した者を含む。以下「設置者」という。)が当該製造所等に係る許可書を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、許可書(タンク検査済証)再交付申請書(様式第14号)により、組合長にその再交付を申請することができる。

2 組合長は、前項の申請を認めたときは、許可書を再交付するものとする。

3 許可書の汚損又は破損により第1項の再交付の申請をするときは、再交付申請書に当該許可書を添付しなければならない。

4 亡失した許可書を発見した場合は、これを速やかに組合長に提出しなければならない。

(タンク検査済証の再交付)

第10条 前条の規定は、危政令第8条の2第7項に定めるタンク検査済証(副を除く。)の再交付について準用する。この場合において、「許可書」とあるのは「タンク検査済証」と読み替えるものとする。

(設置者の住所等の変更の届出)

第11条 製造所等の所有者、管理者又は占有者(以下「所有者等」という。)は、設置者の住所又は氏名若しくは名称に変更があったときは、危険物製造所等内容変更届出書(様式第15号)を組合長に提出しなければならない。

(軽微な変更の届出)

第12条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において法第11条第1項後段の規定による変更の許可を必要としない軽微な変更(資料の提出を必要としない軽微な変更を除く。)をしようとするときは、危険物製造所等軽微な変更届出書(様式第16号)に危省令第5条第2項各号に規定する図面を添えて組合長に提出しなければならない。ただし、変更該当しない部分にあっては添付する図面を省略することができる。

(製造所等の使用の休止又は再開の届出)

第13条 製造所等の所有者等は、当該製造所等の使用を3月以上にわたって休止しようとするとき、又は休止中の製造所等の使用を再開しようとするときは、当該休止又は再開の日の7日前までに危険物製造所等使用休止(再開)届出書(様式第17号)を組合長に提出しなければならない。

(製造所等における危険作業の届出)

第14条 製造所等の所有者等は、当該製造所等において、修理、分解、清掃その他の災害

の発生するおそれのある作業を行うときは、当該作業を開始する日の3日前までに危険作業届出書（様式第18号）を組合長に提出しなければならない。

（屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長の届出）

第15条 危省令第62条の5第1項に規定する屋外タンク貯蔵所の所有者等は、同項ただし書の規定により同項に規定する内部点検を行わなければならない期間を延長しようとするときは、当該期間の末日の7日前までに、屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長届出書（様式第19号）を組合長に提出しなければならない。

（製造所等の休止に伴う点検期間の延長に係る申請等）

第16条 危省令第62条の5第3項、第62条の5の2第2項ただし書又は第62条の5の3第2項ただし書の申請は、次の各号に掲げる申請の区分に応じ、当該各号に定める日の14日前までに行わなければならない。

- （1）危省令第62条の5第3項の申請 同条第1項に規定する点検を行うこととされる期間の末日
- （2）危省令第62条の5の2第2項ただし書の申請 同項本文に規定する点検を行うこととされる期間の末日
- （3）危省令第62条の5の3第2項ただし書の申請 同項本文に規定する点検を行うこととされる期間の末日

2 組合長は、前項の申請がなされたときは、その内容を審査し、危省令第62条の5第1項、第62条の5の2第2項本文又は第62条の5の3第2項本文に規定する期間の延長を承認する場合は点検期間延長承認書（様式第20号）を、当該期間の延長を承認しない場合は点検期間延長不承認通知書（様式第21号）を、それぞれ当該申請をした者に交付するものとする。

3 危省令第62条の5第3項、第62条の5の2第2項ただし書及び第62条の5の3第2項ただし書に規定する組合長が定める期間は、第1項各号に定める日の翌日から危険物の貯蔵及び取扱いを再開する日の前日までの間とする。

4 危省令第62条の5第3項、第62条の5の2第2項ただし書及び第62条の5の3第2項ただし書の保安上支障がないと認める場合は、第1項の申請に係る屋外タンク貯蔵所、地下貯蔵タンク若しくは二重殻タンク又は地下埋設配管（次項から第7項までにおいて「屋外タンク貯蔵所等」という。）が、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- （1）危険物（危省令第62条の2第2項各号に掲げる貯蔵及び取扱いに係る危険物を除く（屋外タンク貯蔵所に限る。）。）を除去する措置が講じられていること。
- （2）誤って危険物が流入するおそれがないようにするための措置が講じられていること。
- （3）見やすい箇所に、幅0.3メートル以上、長さ0.6メートル以上の地が白色の板に赤色の文字で「休止中」と表示した標識が掲示されていること（屋外タンク貯蔵所に限る。）。

5 第2項の規定による承認を受けている製造所等の所有者等は、当該製造所等のうち前項各号のいずれにも該当すると認められた屋外タンク貯蔵所等において危険物の貯蔵又は取扱いを再開しようとするときは、当該再開の日の7日前までに、休止中の屋外タンク貯蔵所等の再開届出書（点検期間延長）（様式第22号）を組合長に提出しなければならない。

6 第2項の規定による承認を受けている製造所等の所有者等は、前項の規定による届出をするまでの間に当該製造所等のうち第4項各号のいずれにも該当すると認められた

屋外タンク貯蔵所等について、危省令第62条の5第4項、第62条の5の2第3項又は第62条の5の3第3項の申請書又は書類に記載された事項に変更が生じる場合は、当該変更が生じる日（申請事項のうち、期間延長後の内部点検予定期日又は漏れの点検予定期日を変更する場合は、当該期日）の7日前までに、休止中の屋外タンク貯蔵所等の変更届出書（点検期間延長）（様式第23号）を組合長に提出しなければならない。その届出事項に変更が生じるときも同様とする。

7 組合長は、第2項の規定による承認をした製造所等について、第4項各号のいずれにも該当すると認められた屋外タンク貯蔵所等において危険物の貯蔵及び取扱いが再開される前に、当該屋外タンク貯蔵所等が同項各号のいずれかに該当しないと認めるに至ったときは、当該承認を取り消すことができる。

8 前項の規定により、第2項の規定による承認を取り消す場合は、点検期間延長承認取消通知書（様式第24号）を当該承認を受けている製造所等の所有者等に交付するものとする。

（危険物流出等事故の通報場所）

第17条 法第16条の3第2項の規定により危険物の流出その他の事故を発見した者の通報すべき場所は、とちち広域消防局、消防署、消防署の支署、出張所又は分遣所とする。

（災害発生の届出）

第18条 所有者等は、当該製造所等、運搬車両又は仮貯蔵若しくは仮取扱いの場所において、火災、危険物の流出その他の事故が発生したときは、遅滞なく危険物製造所等事故報告書（様式第25号）により、組合長に報告しなければならない。

（資料の提出命令等）

第19条 法第16条の3の2第2項又は第16条の5第1項の規定による資料の提出命令及び報告の徴収は、資料提出命令書（様式第26号）及び報告徴収書（様式第27号）により行うものとする。

2 法第16条の5第1項の規定により消防職員が危険物又は危険物であることの疑いのある物を収去するときは、同項に規定する貯蔵所等の所有者等に危険物収去書（様式第28号）を交付するものとする。

（措置命令等を発した場合における公示の方法）

第20条 危省令第7条の5に規定する組合長が定める方法は、次のとおりとする。

（1）とちち広域消防事務組合運営に関する条例（平成27年条例第1号）第8条第1項で準用する帯広市公告式条例（昭和25年条例第26号）に定める方法

（2）とちち広域消防局又は消防署の掲示板への掲示

（3）とちち広域消防事務組合ホームページへの掲載

（申請書等の提出部数）

第21条 この規則の規定により組合長又は消防署長に提出する書類（第18条の届出書を除く。）の提出部数は、それぞれ2部とする。

（許可印等）

第22条 組合長又は消防署長は、この規則の申請書又は届出書を受理したときは、必要な審査等を行い、その1部に許可済（様式第29号又は様式第29号の2）、届出済（様式第30号又は様式第30号の2）、承認済（様式第31号又は様式第31号の2）又は認可済（様式第32号又は様式第32号の2）の印を押印して申請者又は届出者に返付するものとする。

（委任）

第23条 この規則の施行に関し必要な事項は、消防局長が別に定める。

附 則（平成28年3月18日）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、帯広市危険物の規制に関する規則（平成6年帯広市規則第30号）、北十勝消防事務組合危険物の規制に関する事務執行規則（昭和60年北十勝消防事務組合規則第8号）、西十勝消防組合危険物の規制に関する事務執行規則（昭和61年西十勝消防組合規則第1号）、南十勝消防事務組合危険物の規制に関する事務執行規則（昭和61年南十勝消防事務組合規則第3号）、危険物の規制に関する規則（昭和53年東十勝消防事務組合規則第2号）又は池北三町行政事務組合危険物の規制に関する施行規則（平成2年池北三町行政事務組合規則第2号）（以下これらの規則を「旧危則」という。）の規定に基づきなされた 処分、手続き、その他の行為は、施行日においてそれぞれこの規則の相当する規定によりなされたものとみなす。

3 施行日の前日までに、旧危則に基づく様式により行った、又は行っている手続については、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。この場合において、旧危則に基づく様式については、所要の修正を行うことができるものとする。

附 則（令和元年6月27日）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年12月14日）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

様式第1号 削除

第 号

申請者

住所

氏名

危険物仮貯蔵（仮取扱）承認書

年 月 日付で申請のありました危険物仮貯蔵（仮取扱）については、次のとおり承認します。

年 月 日

印

記

1 場 所

2 類・品名・数量

3 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

4 守るべき事項 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第24条、第25条、第26条及び第27条の規定による技術上の基準を遵守すること。

第 号

申請者

住所

氏名

危険物仮貯蔵（仮取扱）不承認通知書

年 月 日付で申請のありました危険物仮貯蔵（仮取扱）については、次の理由により承認しないので通知します。

年 月 日

印

記

理 由

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とかち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合（訴訟においてとかち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第4号（第2条関係）

掲 示 板

危険物		仮貯蔵 仮取扱	所
承認番号		第	号
期間	年 月 日から	年 月	日まで
貯蔵し、又は取り扱う危険物	第 類		kg・ℓ
責任者			
連絡先	電話（ ）	-	

30センチメートル以上

60センチメートル以上

備考

- 1 掲示板の材質は、金属製とすること。
- 2 地は白色とし、文字は黒色とする。

第 号

申請者

住所

氏名

危険物製造所等設置（変更）許可書

年 月 日付で申請のありました次の危険物製造所等の設置（変更）については、
消防法第11条第1項の規定により許可します。

年 月 日

とかち広域消防事務組合長 印

記

- 1 設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 貯蔵所又は取扱所の区分

第 号

申請者

住所

氏名

危険物製造所等設置（変更）不許可通知書

年 月 日付で申請のありました の 許可については、次の理由により消防法第10条第4項の規定に基づき政令で定める技術上の基準に適合していないため許可しないので通知します。

年 月 日

とかち広域消防事務組合長

印

記

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とかち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合（訴訟においてとかち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

申請者

住所

氏名

完成検査済証不交付通知書

年 月 日付で申請のありました の完成検査を行った結果、次の理由により完成検査済証を交付しないので通知します。

年 月 日

とかち広域消防事務組合長

印

記

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とかち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合（訴訟においてとかち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

申請者

住所

氏名

完成検査前検査結果不適合通知書

年 月 日付で申請のありました の完成検査前検査を行った結果、
次の事項に不備、欠陥があったので通知します。

年 月 日

とちち広域消防事務組合長

印

記

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とちち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合（訴訟においてとちち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

申請者

住所

氏名

仮使用承認書

年 月 日付で申請のありました次の危険物製造所等の仮使用については、消防法第11条第5項ただし書の規定により承認します。

年 月 日

とちぎ広域消防事務組合長

印

記

1 設置場所

2 製造所等の別

3 貯蔵所又は取扱所の区分

4 変更許可年月日

及び許可番号

年 月 日 第 号

第 号

申請者

住所

氏名

仮使用不承認通知書

年 月 日付で申請のありました製造所等（ ）の仮使用については、
次の理由により承認しないので通知します。

年 月 日

とちち広域消防事務組合長

印

記

理 由

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とちち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合（訴訟においてとちち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第11号（第5条関係）

掲 示 板

消防法による仮使用承認済			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
承認年月日、番号	年 月 日 第 号		
承認行政庁名	とかち広域消防事務組合		

25センチ
メートル
以上

35センチメートル以上

備考

- 1 掲示板の材質は、金属製とすること。
- 2 地は白色とし、文字は黒色とする。

第 号

申請者

住所

氏名

予防規程制定（変更）認可書

年 月 日付で申請のありました予防規程は、消防法第14条の2第1項の規定により認可します。

年 月 日

とかち広域消防事務組合長 印

記

- 1 設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 貯蔵所又は取扱所の区分

第 号

申請者

住所

氏名

予防規程不認可通知書

年 月 日付で申請のありました の予防規程については、消防法第14条の2第2項の規定により認可しないので通知します。

年 月 日

とかち広域消防事務組合長 印

記

理 由

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とかち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合（訴訟においてとかち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とかち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第14号（第9条、第10条関係）

許可書（タンク検査済証）再交付申請書

様		年 月 日
申請者		
住所		(電話 番)
氏名		
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		
許可及び	年月日 番号	年 月 日 第 号
タンク検査及び	年月日 番号	年 月 日 第 号
完成検査及び	年月日 番号	年 月 日 第 号
危険物の類、品名 (指定数量) 最大数量		指定数量の倍数
申請の理由		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	年 月 日 再交付 第 号	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等内容変更届出書

様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は 取扱所の区分	
設置の許可年月日 及び許可番号		年 月 日	第 号
変更事項	新		
	旧		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等軽微な変更届出書

様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 番)
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
危険物の類、品名 (指定数量) 最大数量		指定数量の倍数
設置許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号
変更の概要		
完了予定年月日		年 月 日
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 ※印の欄は、記入しないこと。

危険物製造所等使用休止（再開）届出書

様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分	
危険物の類、品名 (指定数量) 最大数量			指定数量の倍数
設置許可年月日 及び許可番号		年 月 日 第 号	
休止する期間又は 再開予定期日		年 月 日 から 年 月 日 まで	
休止又は再開 する理由			
残存する危険物 の処理方法			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

危険作業届出書

様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 番)
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
製造所等の区分		
許可年月日・番号		
危険物の種別 品名 最大数量	第 類	指定数量の 倍 数 倍
作業の目的		
作業期間		年 月 日から 年 月 日まで
作業の方法		
消火設備		
危険物取扱者氏名	施工責任者氏名	
災害防止その他 必要な事項		
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄	

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 工事の場所、工事の内容及び火気使用器具等の欄並びに火災予防上の措置の欄は、製造所等ごとに整理して記入すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

屋外タンク貯蔵所の内部点検期間延長届出書

様		年 月 日
		届出者 住所 (電話 番) 氏名
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
設置許可年月日・番号		年 月 日 第 号
完成検査年月日・番号		年 月 日 第 号
前回の内部点検年月日		年 月 日
法定内部点検期間の末日		年 月 日
延長後の内部点検予定年月日		年 月 日
延長の理由		
その他必要な事項		
※ 受付欄		※ 経過欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 ※欄は、記入しないこと。

第 号

申請者

住所

氏名

点検期間延長承認書

年 月 日付けで申請のありました次の危険物製造所等の点検期間延長については、これを、承認します。

年 月 日

とちぎ広域消防事務組合長

印

記

1 設置場所

2 製造所等の別

3 貯蔵所又は取扱所の区分

4 許可年月日

及び許可番号

年 月 日 第 号

第 号

申請者

住所

氏名

点検期間延長不承認通知書

年 月 日付で申請のありました製造所等（ ）の点検期間延長については、次の理由により承認しないので通知します。

年 月 日

とちち広域消防事務組合長

印

記

理 由

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とちち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合（訴訟においてとちち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

様式第22号（第16条関係）

屋外タンク貯蔵所
休止中の地下貯蔵タンク等の再開届出書（点検期間延長）
地下埋設配管

		年 月 日
様		
届出者		
住所		(電話 番)
氏名		
設置者	住所	
	氏名	
設置場所		
製造所等の区分		貯蔵所又は取扱所の区分
屋外タンク貯蔵所等の概要		
設置許可年月日・番号		年 月 日 第 号
完成検査年月日・番号		年 月 日 第 号
点検期間延長承認年月日		
危険物の貯蔵又は取り扱いを再開する日		
点検実施（予定）日		
その他必要な事項		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 屋外タンク貯蔵所等の概要欄は、再開する屋外タンク貯蔵所等が複数ある場合、当該屋外タンク貯蔵所等が個別に確認できるよう記載すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

様式第23号 (第16条関係)

屋外タンク貯蔵所
 休止中の 地下貯蔵タンク等 の変更届出書 (点検期間延長)
 地下埋設配管

様		年 月 日	
		届出者 住所 (電話 番) 氏名	
設置者	住所		
	氏名		
設置場所			
製造所等の区分		貯蔵所又は取扱所の区分	
屋外タンク貯蔵所等の概要			
設置許可年月日・番号		年 月 日	第 号
完成検査年月日・番号		年 月 日	第 号
点検期間延長承認年月日			
変更の内容		変更前	変更後
休止措置の内容	危険物の除去		
	危険物の誤流入防止措置		
	休止標識の掲示場所等		
危険物の貯蔵又は取り扱いの再開予定期日		年 月 日	年 月 日
変更予定期日		年 月 日	
その他必要な事項			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 法人にあっては、その名称、代表者氏名、主たる事務所の所在地を記入すること。
- 屋外タンク貯蔵所等の概要欄は、変更する屋外タンク貯蔵所等が複数ある場合、当該屋外タンク貯蔵所等が個別に確認できるよう記載すること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

第 号

申請者

住所

氏名

点検期間延長承認取消通知書

年 月 日付で承認しました、 に係る点検期間の延長については、次の理由により取り消しますので通知します。

年 月 日

とちち広域消防事務組合長

印

記

理 由

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とちち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合（訴訟においてとちち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

危険物製造所等事故報告書

様		年 月 日
届出者 住所 氏名		(電話 番)
設置者	住 所	
	氏 名	
危険物取扱者	住 所	
	氏 名	
	免状の種類及び番号	種 第 類 第 号
施設の所在地		
製造所等の別		貯蔵所又は取扱所の区分
完成検査年月日及び番号		年 月 日 第 号
災害発生日時		年 月 日 時 分頃
災害発生場所		
原因		
被害程度		
危険物の類、品名 (指定数量)		
残存危険物の処理		
そ の 他		
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄

備考

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ※印の欄は、記入しないこと。

資料提出命令書

住所

氏名 様

危険物の流出その他の事故の調査又は火災の防止のために必要があると認めるので、消防法の規定に基づき、下記資料を 年 月 日までに に提出するよう命令します。

なお、理由なく資料の提出をせず、または虚偽の資料を提出した場合は、消防法により処罰される場合があります。

年 月 日

とちち広域消防事務組合長

印

記

- 1 設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 設置許可年月日及び許可番号
- 4 命令内容

（教 示）

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とちち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合（訴訟においてとちち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

報告徴収書

住所

氏名 様

危険物の流出その他の事故の調査又は火災の防止のために必要があると認めるので、消防法の規定に基づき、下記事項について 年 月 日までに 文書による報告を求めます。

なお、理由なく報告せず、または虚偽の報告をした場合は、消防法により処罰されることがあります。

年 月 日

とちち広域消防事務組合長 印

記

- 1 設置場所
- 2 製造所等の別
- 3 設置許可年月日及び許可番号
- 4 報告を求める内容

(教 示)

この処分に不服がある場合は、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、とちち広域消防事務組合長に対して審査請求することができます。

また、この処分については、処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合（訴訟においてとちち広域消防事務組合を代表する者は組合長となります。）を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、この処分について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、とちち広域消防事務組合を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。

第 号

危険物収去書

被収去者

住所

氏名

次の物件は、火災防止のため必要と認められるので消防法第16条の5第1項の規定に基づき収去する。

記

1 品 名

2 数 量

年 月 日

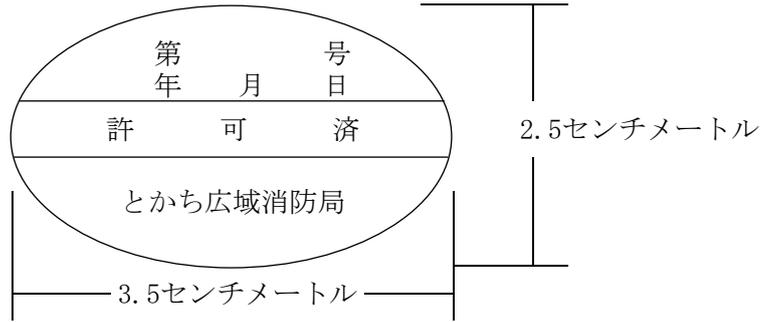
とまち広域消防事務組合長

収去者所属

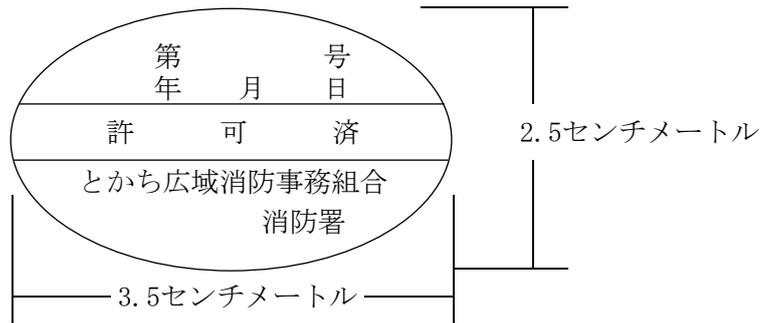
職・氏名

印

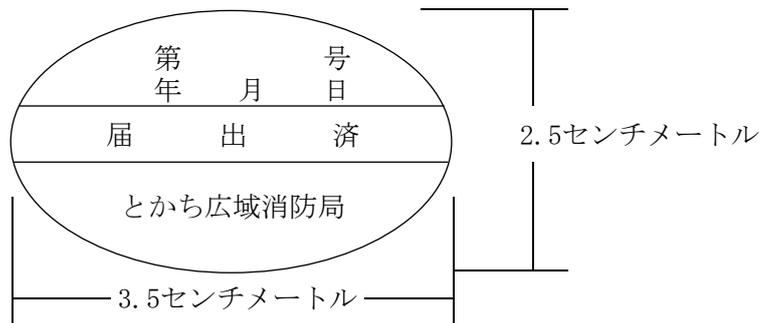
様式第29号（第22条関係）



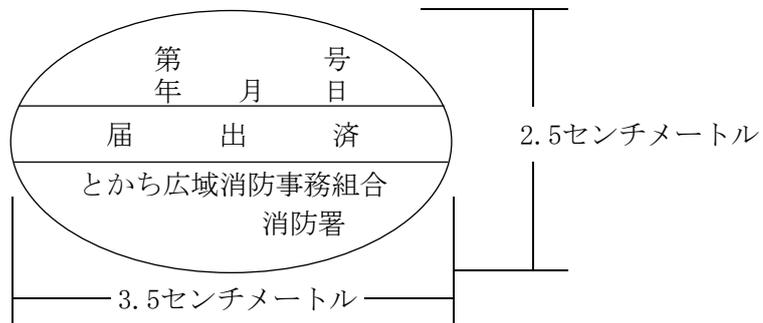
様式第29号の2（第22条関係）



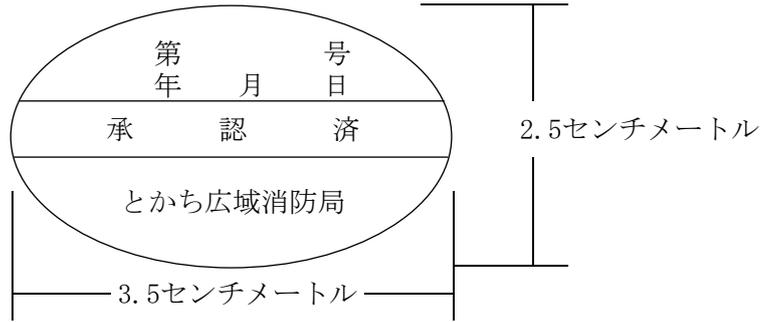
様式第30号（第22条関係）



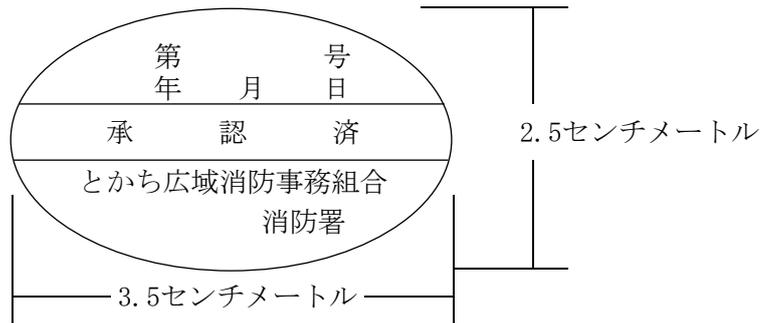
様式第30号の2（第22条関係）



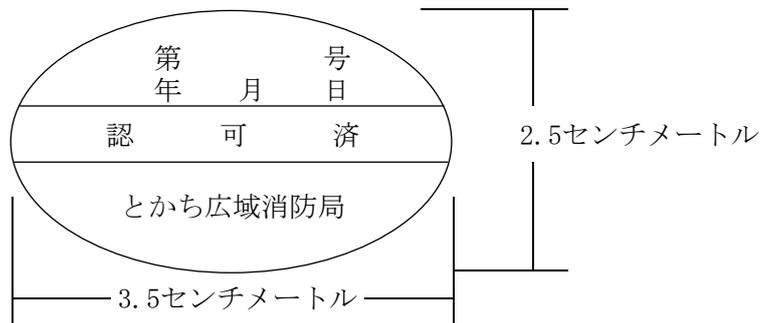
様式第31号（第22条関係）



様式第31号の2（第22条関係）



様式第32号（第22条関係）



様式第32号の2（第22条関係）

